

## 事業概要

### 短期入所事業概要

#### ○緊急一時保護

内容 心身に障害をお持ちで、保護者が緊急な事情等で一時的に保護が必要なとき、宿泊を伴う介助・支援をおこないます。

対象者 区内に在住する幼児以上64歳以下の在宅の心身障害者の方で、身体障害者手帳2級以上の方。愛の手帳の交付を受けている方。

定員 緊急一時保護、生活体験合せて1日につき2名まで

利用期間 6泊7日以内（場合によって期間延長可）

厚生労働大臣が定める基準額の1割。月額負担上限額の設定があります。別途給食費がかかります。（1泊あたり夕朝食代として1,500円、ただし低所得1・2世帯は1,400円、生活保護世帯は750円）。その他、活動により実費がかかる場合があります。

利用方法 利用予約と障害者総合支援法の介護給付費の申請は、目黒区役所2階の障害福祉課身体障害者相談係または知的障害者相談係へ。介護給付費支給決定後に当センターと利用契約を結びます。

#### ○生活体験

内容 心身に障害をお持ちで、自立のための生活体験を希望する方に、宿泊を伴う介助・支援を行います。

対象者 区内に在住する15歳以上64歳以下の在宅の心身障害者の方で、身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている方。

定員 緊急一時保護、生活体験合せて1日につき2名まで

利用期間 3泊4日以内

厚生労働大臣が定める基準額の1割。月額負担上限額の設定があります。別途給食費がかかります。（1泊あたり夕朝食代として1,500円、ただし低所得1・2世帯は1,400円、生活保護世帯は750円）。その他、活動により実費がかかる場合があります。

利用方法 利用予約と障害者総合支援法の介護給付費の申請は、目黒区役所2階の障害福祉課身体障害者相談係または知的障害者相談係へ。介護給付費支給決定後に当センターと利用契約を結びます。